

答 申 第 1 4 7 号
令和 7 年 6 月 3 0 日
(諮問公第170～172号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県公安委員会（以下「実施機関1」という。）及び鹿児島県警察本部長（以下「実施機関2」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

ア 諮問公第170号関係

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和6年4月25日付けで、「私が苦情申出書の出した苦情処理結果通知書に、〇〇氏が私に前科があるか聞いたことや、それで〇〇〇〇〇〇で調査され虚偽の報告があったことは記載されていません苦情申出書にかかっているのにどうして隠ぺい行為が行われているのですか？あとの文面も内容がわかりません。詳しい内容を下さい。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関1は、令和6年5月10日付け鹿公委第14号で、公文書不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

その後、本件処分1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年8月8日付けで審査請求がなされたものである。

イ 諮問公第171号関係

審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、令和6年4月25日付けで、「〇年〇月〇日に〇〇氏が私に「今まで、警察に奥さん捕まったことがありますか？」と前科があるか聞かれたことに対して、又、「もし、奥さんが犯罪を犯しますよね」「奥さんの犯行。もし、奥さんに過去に犯行があつて」などの侮辱行為があり、人と車通りの多い場所で〇〇氏から大声で侮辱されました。その調査を〇〇〇〇〇〇〇で行われました。その内容を詳しく教えて下さい。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関2は、令和6年5月10日付け鹿総第119号で、公文書不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

その後、本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年8月8日付けで実施機関2の上級庁である実施機関1に審査請求がなされたものである。

ウ 諮問公第172号関係

審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、令和6年4月25日付けで、「〇年〇月

○日○○氏が私に「今まで、警察に奥さん捕まったことがありますか？」と前科があるか聞かれたことに対して、又、「もし、奥さんが犯罪を犯しますよね。」「奥さんの犯行。もし奥さんに過去に犯行があつて」などの侮辱行為があり、人と車通りの多い場所で○○氏から大声で侮辱されました。その調査を○○○○○で行われました。その調査結果を○○○○○○○の○○○長から、○年○月○日午前○時○分での電話で調査結果は虚偽の報告がありました。その内容公文書下さい。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関2は、令和6年5月10日付け鹿総第120号で、公文書不開示決定（以下「本件処分3」という。）を行った。

その後、本件処分3を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年8月8日付けで実施機関2の上級庁である実施機関1に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分1～3を取り消すとの裁決を求めると、鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載についての裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、次のとおりである。

ア 鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載がある。

イ 鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告があるから開示してほしい。

ウ 黒塗りの部分には何が記載されているのか。私には知る権利がある。

エ 公文書が開示されたら鹿児島県公安委員会や鹿児島県警察本部は困ることがあるのか。警察組織は警察職員を擁護するためか。公文書は開示されるべきである。

オ 鹿児島県公安委員会と鹿児島県警察本部が一部開示された公文書は、虚偽記載が多く、黒塗りが多く、お互いの公文書が類似点が多く、その鹿児島県公安委員会の公文書を補うために、意図的に、用意された公文書が鹿児島県警察本部の公文書だと思う。

カ 警察署の職員が我が家に来られたときと○○○長の電話などの記録が鹿児島県警察本部にないのはおかしい。苦情・相談等事案処理票に、記録がないのはおかしい。隠蔽やもみ消しがあったのではないかと見受けられる。

キ 「警察に捕まったことがあるか」前科を聞くのはおかしい。そのような言動は侮辱的な言動であり、人の名誉とか、社会的な信用みたいなものを侵害する形で言ってい

る。これは侮辱罪や名誉毀損罪に該当すると思われる。

ク 警察署が調査をするときは、警察職員への聞き取り調査だけで、申出者に聞き取り調査や証拠の確認、証拠提出等、一切、話がないのはおかしい。

3 審査請求に対する実施機関1及び2の説明要旨

実施機関1から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 諮問公第170号関係

ア 審査請求人は、「鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載がある。」「鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載があるから、開示してほしい」と主張しているが、実施機関1の処分は、文書に何らかの虚偽が含まれていることを理由に開示・不開示を決定しているものではない。

イ 審査請求人から、令和6年4月25日付けで提出がなされた公文書開示請求書において請求した「私が苦情申出書の出した苦情処理結果通知書に、〇〇氏が私に前科があるか聞いたことや、それで〇〇〇〇〇〇で調査され虚偽報告があったことは記載されていません。苦情申出書にかかっているのにどうして隠ぺい行為が行われているのですか？あとの文面も内容が分かりません。詳しい内容を下さい。」という内容自体が、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求であった。

ウ 本件開示請求は、対象となる公文書の有無が明らかでないという前提のもと、探索的に行われた請求であり、存否について答えること自体が、特定の個人を識別できる情報、すなわち特定の職員が調査を受けた事実の有無を明らかにすることにつながる。

公務員の職及び氏名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合は例外的に開示することとされており、県警における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。

本件において、当該職員は「氏名を慣行として公にしている」職員に該当しないことから、その職及び氏名は特定の個人が識別される情報として不開示となる。

当該職員が個別の案件について調査を受けた内容について記載された公文書の存否を答えることにより、当該職員が調査を受けた事実の有無が明らかになることから、当該公文書の存否応答を拒否したもの。

職員と請求者とのやり取りに関する調査であるため、調査を受けた事実は、特定の職員のみならず、請求者に関する個人情報でもある。

エ 条例第10条に則して、当該公文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号の不開示情報が明らかとなることから、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものであり、原処分は法に則って行われ、適法かつ妥当である。

(2) 諮問公第171号関係

ア 審査請求人は、「鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載があるから、開示してほしい」と主張しているが、実施機関2における処分は、文書に何らかの虚偽が含まれていることを理由に不開示情報該当性を判断しているものではない。

イ 本件開示請求は、対象となる公文書の有無が明らかでないという前提のもと、探索的に行われた請求であり、存否について答えること自体が、特定の個人を識別できる情報、すなわち特定の職員が調査を受けた事実の有無を明らかにすることにつながる。

公務員の職及び氏名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合は例外的に開示することとされており、県警における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。

本件において、当該職員は「氏名を慣行として公にしている」職員に該当しないことから、その職及び氏名は特定の個人が識別される情報として不開示となる。

当該職員が個別の案件について調査を受けた内容について記載された公文書の存否を答えることにより、当該職員が調査を受けた事実の有無が明らかになることから、当該公文書の存否応答を拒否したもの。

職員と請求者とのやり取りに関する調査であるため、調査を受けた事実は、特定の職員のみならず、請求者に関する個人情報でもある。

ウ 条例第10条に則して、当該公文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号の不開示情報が明らかとなることから、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものであり、原処分は法に則って行われ、適法かつ妥当である。

(3) 諮問公第172号関係

ア 審査請求人は、「文書に虚偽があるから、開示してほしい」と主張しているが、実施機関2における処分は、文書に虚偽があることを理由に不開示情報該当性を判断しているものではない。

イ 本件開示請求は、対象となる公文書の有無が明らかでないという前提のもと、探索的に行われた請求であり、存否について答えること自体が、特定の個人を識別できる情報、すなわち特定の職員が調査を受けた事実の有無を明らかにすることにつながる。

公務員の職及び氏名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合は例外的に開示することとされており、県警における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。

本件において、当該職員は「氏名を慣行として公にしている」職員に該当しないことから、その職及び氏名は特定の個人が識別される情報として不開示となる。

当該職員が個別の案件について調査を受けた内容について記載された公文書の存否を答えることにより、当該職員が調査を受けた事実の有無が明らかになることから、当該公文書の存否応答を拒否したもの。

職員と請求者とのやり取りに関する調査であるため、調査を受けた事実は、特定の職員のみならず、請求者に関する個人情報でもある。

ウ 条例第10条に則して、当該公文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号の不開示情報が明らかとなることから、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものであり、原処分は法に則って行われ、適法かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年8月23日	諮問を受けた。
10月7日	実施機関1から弁明書の写しを受理した。
12月6日	実施機関1から反論書の写しを受理した。
令和7年3月26日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。(実施機関1から処分理由等を聴取) 諮問公第170～172号について、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、併合して審議を行うこととした。
6月25日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、それぞれ次の(ア)～(ウ)のとおりである。

(ア) 諮問公第170号関係

審査請求人が、実施機関1に提出した、実施機関2の職員の職務執行に対する苦情申出に関する公文書

(イ) 諮問公第171号関係

特定日時に審査請求人が実施機関2の職員から大声で侮辱された件の調査内容の詳細が分かる公文書

(ウ) 諮問公第172号関係

特定日時に審査請求人が実施機関2の職員から大声で侮辱された件についての調査結果を審査請求人に電話で報告したことに関する公文書

実施機関1及び2は、「当該文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することになる」としている。

審査請求人は、公文書の開示を求めていることから、本件不開示決定の妥当性について検討する。

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

（ケ） 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

（イ） 条例第7条第1号該当性について

本件開示請求内容には、特定の個人である審査請求人が実施機関1に提出した苦情申出に関する内容やその後の調査等について記載されているため、いずれも対象公文書が仮に存在するとすれば、特定の個人である審査請求人の氏名、特定の個人である実施機関2の職員の氏名、当該職員の職務執行に対する苦情申出の内容及び当該苦情に関して行われた調査の内容等が記録された文書であり、特定の個人である審査請求人が特定の個人である実施機関2の職員の職務執行に対する苦情申出や当該職員の職務執行に関して調査が行われたという特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当する。

また、対象公文書は、特定の個人の苦情申出に係るものであり、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件不開示情報を、条例第7条第1号に該当するとした実施機関1及び2の判断は妥当である。

ウ 対象公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

（ケ） 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(イ) 本件処分1～3の適法性について

本件対象公文書は、上記イ(イ)で述べたとおり、いずれもその存否を答えるだけで、特定の個人が、特定の警察職員に対する苦情の申出を行い、当該職員に関する調査が行われたという事実の有無を明らかにすることになる。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第1項に該当する不開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで不開示とした実施機関1及び2の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。